

放課後児童クラブ利用料軽減事業の 対象学年の拡充について

那覇市では、ひとり親世帯等の保護者に対して、那覇市に届け出のある放課後児童クラブ(学童)の利用料の一部を補助しています。

1 補助対象の方（令和6年度より全学年が対象になります!!）

那覇市に居住し、市に届け出のある放課後児童クラブに通っている小学生であり、かつ、保護者が利用月の初日において下記のいずれかに該当することとします。

- ① 児童扶養手当を受給している方
- ② 母子及び父子家庭等医療費助成を受給している方
- ③ 生活保護を受給している方（但し、要件があります）

※生活保護受給者については、要件を満たしているかの確認を行いますので、こども政策課にご連絡ください。

2 補助の内容

児童クラブの月額保育料（おやつ代等は除く）の半額を那覇市が負担します。
（上限5千円）

3 申請に必要な書類

那覇市放課後児童クラブ利用料軽減事業利用開始申込書

*申込書は、各放課後児童クラブ(学童)にて配布しています。



- ①児童扶養手当を受給している方 ⇒ 児童扶養手当証書の写し
又は、

児童扶養手当は受給していないが

母子・父子家庭等医療費助成を受けている方 ⇒ 母子・父子家庭等
医療費助成受給者証の写し

- ②生活保護受給証明書の写し

4 提出先

各放課後児童クラブ(学童)に、3の申請に必要な書類を提出してください。